

通関業許可条件の変更について

通関業法第11条の2の条件を下記のとおり変更したので公告する。

令和7年4月23日

大阪税関長 清水雄策

記

名 称 阪神ロジテック株式会社 (法人番号 7140001116527)

所 在 地 兵庫県伊丹市森本八丁目104番地

代 表 者 代表取締役社長 半田祐也

営業所名 本社

所 在 地 大阪府大阪市北区菅原町11番11号

許可条件 「許可期間は、令和9年5月31日までとする。」に
変更する。